

要旨

《弓八幡》の間狂言一八幡神の威徳への収斂—

飯塚 恵理人

《弓八幡》の間狂言の語り部分を十六の記事に分割した。間狂言諸本におけるそれらの有無を検討し、記事を本来記事と派生記事に分類することにより、《弓八幡》の間狂言の語り部分の「主幹」を明らかにした。それは《弓八幡》の舞台である石清水八幡宮の「初卯の御神事」が最も大切な神事とされる由来と、八幡神（応神天皇）の生母である神功皇后が神々の意を受け、守られながら異国征伐をなしたことの二つであった。

この「主幹」に神功皇后を神格化する派生記事を足した間狂言諸本は、神功皇后の御子である応神天皇＝八幡神の威徳を強めたものになっている。また具体的な場所名や数量を加えることにより、間狂言をより長くしたり、観客の興味を引くようにした諸本もある。「狂言集成本」と「得平本」は他の本に比べて多くの派生記事が似ていた。また「副言巻」はアイの語り部分を持たない曲が複数あるという特徴を有する間狂言本であるが、《弓八幡》においては、「アイが勅使の天皇に奉る弓の箱を準備する」など謡曲本文にはない狂言方の所作に関する派生記事を有する特徴も見られた。

Abstract

Ai-kyogen (interlude) of a noh play “Yumiyahata”: Convergence to the god Hachiman’s Majesty

Erito IIZUKA

The narrative part of the interlude of Noh performance “Yumiyahata” was divided into 16 articles. By checking the presence or absence of these articles in the various books of Ai-Kyogen, and by classifying the articles into original and derivative articles, the “core” of the narrative section of Ai-Kyogen in “Yumiyahata” was clarified. In the “core”, there were two main points: the reason why the “Hatsu-U no ritual” is the most important ritual at the Iwashimizu Hachimangu Shrine (where “Yumiyahata” is set), and the fact that Empress Jingu, the mother of the god Hachiman (Emperor Ohjin), received the will of the gods and was protected as she conquered foreign lands.

By adding derivative articles that deify Empress Jingu to this “core”, some books reinforce the authority of Emperor Ojin, the son of Empress Jingu, as the god Hachiman. Some books also added specific names of places and quantities of materials to make the interlude longer and more interesting to the audience. The “Kyogen Shusei book” and the “Tokuhei book” were similar in many of their derivatives compared to the other books. In “Fukugenkan book”, there is articles about the work of the kyogen actor that is not found in the chant text, such as “Ai(kyogen actor) prepares a box of the bow to bring it for the emperor’s retainer”.

《弓八幡》の間狂言

—八幡神の威徳への収斂—

飯塚 恵理人

1. はじめに—国土安穩を守る八幡神—

《弓八幡》¹は、世阿弥作であることが確実である能である。天下を安んじ帝を守る石清水八幡宮の威徳を、その神勅とそれに関わる神事をモチーフに述べている。

その詞章に「今日御参詣を待ち得申し。桑の弓を捧げ申すこと。即ちこれこそ神慮なれ。その上聞けば千早ぶる。神の御代には桑の弓。蓬の矢にて世を治めしも。直なる御代のためしなれ。」とあるように、神、ここにおいては八幡神と天下を治める桑の弓・蓬の矢を結びつけ、八幡神の威徳を語ることは曲成立当初からの構想であったと考えられる。しかし桑の弓と蓬の矢は、もともと『礼記』射義第四十六²に「故男子生、桑弧蓬矢六、以射天地四方。天地四方者、男子之所有事也。故必先有志於其所有事、然後敢用穀也」にある通り、男子の生長と立身出世を祈る中国の習俗であった。『礼記』にこの記載があることは世阿弥も世阿弥周辺の人々も知っていたと考えるのが自然だが、八幡神の威徳を称えるという主題から外れるため、能の詞章には『礼記』を敢えて引用しなかったのではないかと思われる。

桑の弓については、「これは当社に年久しく仕へ申し。君安全と祈り申す者なり。又これに持ちたるは桑の弓なり。身の及びなければ未だ奏聞申さず。唯今御参詣を待ち得申し。君へ捧げ物にて候。」と、前シテ高良の神の化身である老翁が袋に入れた桑の弓を天皇に奉るが、この「袋に入れられた弓」そのものが、「昔唐土周の代を。治めし国のためしには。弓箭をつつみ干戈を収めし例を以て。弓を袋に入れ。剣を箱に納むるこそ。泰平の御代のしるしなれ」と、平和な世の中の象徴であることを述べている。これは『詩経』の大雅の「時邁」³の、「明昭有周 式序在位 載戢于戈 載橐弓矢（中略）清明なる周の政治は、従来の汚濁の風を洗って、賞罰黜陟を明らかにし、公卿以下有司の職位を正しくして、新朝の典章を明らかにした。天下を平定した後は、干や戈を集め収め、弓や矢を弓袋に入れて、復た用いない」に由来すると考えてよいであろう。ただし本曲ではこの続きに「それは周の代これは本朝。名にも扶桑の国を引けば。（中略）臣は瑞穂の国々も」とあり、弓が桑の

木で出来ていることに「扶桑の国」「瑞穂の国」日本を象徴させ、『礼記』や『詩経』の記載を中心とすることなく、日本独自の神である八幡神を讃える筋立てとなっている。

この立場は《弓八幡》の間狂言においても継承され、桑の弓が関わる神事を通じて八幡神に結びつけられている。本稿では種々の《弓八幡》間狂言本の語りの部分を比較し、間狂言本が桑の弓を用いた神事をどのように語って八幡神へ結びつけているのかについて考察したい。

なお筆者はこれまで間狂言を構成している個々の内容を「要素」と称して来たが、本稿では一般的用法に従い「記事」と称する。

2. 「得平本」と「副言巻」の《弓八幡》詞章翻刻

《弓八幡》間狂言詞章を比較するにあたって、和泉流山脇派の狂言師であった山脇得平所蔵の稽古本である「得平本」⁴と「副言巻」⁵の《弓八幡》間狂言詞章（以下「副言巻」）は、これまで翻刻が公開されていないので、まずこれらを翻刻して掲載する。

まず「得平本」であるが、これは明治維新时期に活動した和泉流狂言方山脇得平が稽古本として所持していた本である。彼は最後の山脇藤左衛門（九世）であり、彼で藤左衛門家は絶え、「芸事後継者」であった角淵宣を経て現在、和泉流狂言方佐藤友彦師が所持されている伝書である。

以下に《弓八幡》間狂言の語りの部分の翻刻を以下に挙げる。

先此八幡山におゐて御神【事】（拝）年中二七拾余度二及んで御座有とは申せ共とりわき今月今日の御神事をは初卯の御神（事）と申て別して目出たき子細共御座有げに候。夫を如何にと申に。仁皇十五代神功皇后異国を御退治の御時吾朝の神々達御ともなる有。九州松浦の沖にて神がたらいを被成候が。先御船を作らせられうずとて当りに大山の御座候に。わけ入らせたまひ。楠を壱本切、此壱本を以て御船を四拾八艘御作りなさる。夫もかの山の船木の山と申傳へたるけに候。皆人の存るは。一艘の舟に神の一社宛乗給はんかと存候へは中々左様にてはこさなく一艘の船に大神小神三百七拾五社ツゝ乗給ひ。其儘御船をうかめられけるか。何と思召候やらん。又御船をとめられ。四王寺の峯におゐて霊木の御座候に金の鈴を掛七日七夜の間御祈祷有。吉日辰辰をゑらみ御出船有ければ風波の難なく異国に至り給ひ思召儘に御退治有国土を鎮め。御弓のはづを以て三韓の夷国ハ我力日の本の犬也と大君に普属御帰朝有しが筑前の国三笠の郡にて皇子を御誕生有やかて其所をは産の宮と申候 其後応神天皇は豊前

の国宇都の宮と顕れ給ふ。又当社と申は。欽明天皇の御時。八幡宮思召は。王城ちかく御座被成。帝都を守らむと思召れ候へ共。去なから大方にては御宮所定りかたくて八なかれの旗を虚空になげさせ給ひ。此旗の落とゞまりたる所を御鎮座と御定め有うすとて。彼の旗をなげ給へは。忝も此本宮の峯にとゞまり申。扱は目出度所と思召れ。夫々御宮作有御影向なされ候か。則卯の年のきさらき卯之日の卯の刻にて御座有たるけに候。其時御前に一人の巫の有しか。何とやらむ神慮目出度様に見へさせ給とて。そと袖かぐらを参らせられける。是を初卯の御神事の始めとは申せ共。当社の御事は。弓矢の守護神とあかめ奉り。殊には王位を守り給ふ。御事なれば。次第次第に御神事をも取おこなる今はか様に夥しき御神拝にて御座候。

次に「副言巻」の間狂言詞章の翻刻を挙げる。「副言巻」は、「明和改正謡本」を刊行したシテ方観世流十五世宗家である観世元章とその周辺の人々によって製作された間狂言本である。本来、狂言方に委ねられシテ方は関与しない間狂言の内容をシテ方が管理しようとした試みとして画期的な意味を持つ。「副言巻」には異なる《弓八幡》の詞章が二つあり、以下「副言巻1」、「副言巻2」とする。まず「副言巻1」の翻刻を以下に挙げる。

ワキ詞 抑是ハ当今に仕へ奉る臣下也。さても此度勅定を蒙り。当社石清水へ参詣申て候。爰にふしぎなる事の候。高良の神仮に老翁と顕れ。御本社の神勅とて桑弓を捧給ひて候程に。是より則参内せばやと存候。

続いて「副言巻2」の翻刻を以下に挙げる。

佐/これははや八幡山に着て候。心静に神拝申さうずるにて候。属/然べう候
○佐/如何に誰か有。属/御前に候。佐/当所の者を召て来り候へ。属/畏て候。
当所の人のわたり候か。俳/此所の者を御尋あるハ。如何様なる御用にて候ぞ。
属/当所の人に候ハゞ此方へ来られ候へ。/畏て候。属/当所の者をめして参りて候。
佐/是ハ当今につかへ奉る臣下なるが。勅定を蒙り当社石清水へ参詣申て候。今日の御神事の謂。存に置てハ語つて聞され候へ。俳/是ハぞんじよらざる御尋にて候。さ様の御事しかとハ存ぜず候へ共。かやうに召出され。ひたすらに存ぜぬと申もおそれなれば。かつかつ承りたる通りを申上ずるにて候。○ 佐/懇にかたられ候物かな。爰にふしぎなる事の候。高良の神仮に老翁と顕。御本社の神勅とて。桑弓をさゞげ給ひて候程に。是より頓て参内せばやと存候。件の御弓の覆等の事をさたせられ候へ。俳/是ハきどくなる御事にて候。いよいよ天下泰平国土安穩の御瑞相と存候。これにつき恐ながら某も今晚靈夢を蒙りて候間。御執の箱覆まできよく調べ。神主に奉り置て候程に。頓て件の桑弓を御納めあつて。はやはや御参内あれかしと存候。佐/さらバ則参

内申さうずる間。旁ハ彼ミたらしに供奉せられ候へ。俳/畏り候。

このように「副言巻1」と「副言巻2」はワキのセリフを登場順に並べたものである。「副言巻」は拙稿⁵で述べた通り、語りの部分については狂言方の裁量に任せて記さず、ワキとアイとの応答の部分のみ記す曲が多い。《弓八幡》においても本来、語りの部分は「副言巻2」の二個目の○の部分にあるはずであるが記されておらず、応答のみであると言える。

この「副言巻2」間狂言を構成する記事を挙げると、以下の通りである。

- i 臣下（佐）が石清水八幡宮に着き、家臣（属）に言いつけて所の者（俳）を連れてこさせる。
- ii 臣下は所の者に今日の御神事の謂れを語るように言う。（これに対する所の者の返答が語りの部分になる）
- iii 臣下が「高良の神が老翁の姿で顕れ、本社（八幡宮）の神勅として桑の弓をささげた」ことを語り、「これから参内する」と言う。
- iv 所の者に弓の覆いなどを用意するように言う。
- v 所の者は、それは国家安穩の瑞相であり、自分も用意するよという霊夢を見たので、箱や覆いを清く調べて神主に奉ったと言う、
- vi そして桑の弓を納めて参内するように勧める。
- vii 臣下は所の者に弓を持って供奉するように言い、所の者は承知する。

このうち i と ii は高位の者のワキと所の者のアイに一般的に見られる間狂言応答の出だしである。また iii は「副言巻1」の内容と同一である。よって間狂言としての「副言巻」の独自性は iv、v、vi、viiの記事にある。この部分と他の間狂言諸本との比較は4節で述べる。

3. 《弓八幡》間狂言諸本の語り部分の記事異同—本来記事と派生記事—

前節で示した「得平本」の《弓八幡》間狂言詞章に加えて、その奥書によって寛永十二（一六三五）年の冬に大蔵弥太郎虎清が虎時時代に著した間狂言本であることが分かる大蔵流の「古本能狂言」⁶、同じく大蔵流で貞享二（一六八五）年に紀州藩狂言方である松井兵右衛門が江戸在の折に書写したとの奥書がある「貞享松井本」⁷、和泉流の山脇和泉家に伝来し、故表章氏が「内容的には大蔵流のもので、貞享松井本、筑波大学本と並び、大蔵流の間狂言本として最古に属する内容ではないか」と筆者に指摘された大蔵流の「九冊本」⁸、森川杜園旧蔵で大蔵流古写本（寛政頃と推定）の「謡曲大観本」¹、寛政から慶応にいたるまでの和泉流の古写本を底本として三宅派の六儀（舞台台本）で校訂した「狂言集成本」⁹について語りの

部分を検討した。

これらのうち古く成立過程が明らかな「古本能狂言」の記事を底本として、それに対する異同を調べ表にまとめた。「古本能狂言」の記事は以下の通りである。以降、各記事はここに示した○番号で表す。

- ①石清水八幡宮では一年に神事が七十余度行われるが、今日の神事は「初卯の御神事」といい、特にめでたい神事である。
- ②神功皇后が異国の夷を退治するというので、九州長門の沖に壇をつくり異国調伏の法を行った。
- ③また大宰府の北方にある山に登り、石体の四天王の像を作り、玉木の枝に金の五十の鈴を結び付け、七日七夜御神拝された。
- ④七日の御祈祷の間、明光天子と月光天子が天降って神功皇后を守護された。この明光天子と月光天子は諏訪と住吉の明神である。
- ⑤神功皇后は「これは『異国を退治せよ』との神の告げに違いない」と思われ、船木山へ入って材木を取り、宇佐の宮にて御船を四十八艘お造りになった。
- ⑥三百七十余の神達が四十八艘の船に乗り、異国に向かった。
- ⑦異国の夷も五十九万余、十万八千艘の船を催して我が国へ向かった。
- ⑧神功皇后は桑の弓・蓬の矢をもってやすやすと三韓を滅ぼした。
- ⑨来麗・高麗・契丹国まで悉く征服して、日本に帰られた。
- ⑩皇后が帰朝された箱崎の浦で、皇子（後の応神天皇）がご誕生になった。
- ⑪皇子が御代を治められたと聞いている。
- ⑫石清水八幡宮が八幡大菩薩として顕現されたのは、まず欽明天皇の御宇に豊前国宇佐郡蓮大寺の麓に八幡宮として顕現された。
- ⑬王城（京）近くにいて君（帝）を安全に守護しようと、赤き幡四流れ・白き幡四流れ、計八つの幡を虚空に投げ、その幡の落ちた所を御座所にと言われた。
- ⑭八つの幡は雲になって天に上がり、王城の南の本山ここ男山の嶺に落ち留まった。
- ⑮この山が御鎮座にふさわしいとして八幡宮が男山に影向されたのが、卯の年の卯の月の卯の日の卯の刻であった。
- ⑯この八幡神の影向を記念する神事なので、八幡宮には多くの神事があるが、今日の初卯の御神事はとりわけめでたい神事とされている。

これら十六の記事の中で、多くの間狂言本に共通するものは、《弓八幡》の間狂言を歴代勤めた人々が「これは欠かせない」とみなした記事であると考えられる。

これを「本来記事」と呼ぶことにする。これに対して、少数の本にのみ載る記事は、その本を著した・手を加えた人々が「この記事も入れたい・入れなくてはならない」と思った記事で、その伝本の特徴となる記事である。これを「派生記事」と呼ぶことにする。以下、十六の記事について本来記事か派生記事かを検討する。

①は、「貞享松井本」を除く他のすべての本が触れているので、「石清水八幡宮では一年に神事が七十余度行われる」と「今日の神事は『初卯の御神事』といい、特にめでたい神事である」という二つの記事は本来記事であると考えられる。

②と③は、両方とも祈祷について触れているので合わせて検討する。まず③のうち「金の五十の鈴を木に結び付けて七日七夜神に祈った」記事は全ての本に共通するので、本来記事であると考えられる。「貞享松井本」は「五十」を「五重」としているが、「重」では意味が通じないのでこれは誤表記であろう。筋の上からも《弓八幡》は神功皇后が神意によって新羅征討を成功させたことを述べているから、その前に神への祈祷を行ったとするのは妥当である。

しかし「七日七夜神に祈祷した場所」については諸本に違いが見られる。「古本能狂言」は「太宰部の北方の山」、「貞享松井本」「得平本」は「四王寺（しろうじ）の峯」、「狂言集成本」は「四天王寺の峯」、そして「九冊本」「謡曲大観本」には場所の記載そのものがない。なお祈祷の際に「四天王の像を作った」記事が「古本能狂言」だけにある。「四天王寺の峯」が幕末期の「狂言集成本」にしか見られないことから、元来は「大宰府の北方の山」もしくは「四王寺の峯」であったと考えられるが、これだけ異同が多いことから考えると、間狂言としては「神功皇后が祈祷を行った」ということが重要であり、場所に関しては統一された伝承はなかったと思われる。

対してもう一つの祈祷である②の記事は「九冊本」「謡曲大観本」（ただし「壇をつくり」までしかない）にはあるが、「貞享松井本」には記事がなく、「狂言集成本」「得平本」では「神々を率いてやってきた神功皇后が松浦の沖で神語らいをした」という異なる内容になっている。よって「長門の沖に壇をつくり、異国調伏の祈祷をした」「神々を率いてやってきた神功皇后が松浦の沖で神語らいをした」は派生記事であると考えられる。

④は「古本能狂言」の他に「九冊本」「謡曲大観本」にのみある。よってこの記事は派生記事と考えられる。ただ後述するが、この記事は『古事記』・『日本書紀』や諏訪明神関係の縁起類を典拠としている可能性がある。

⑤において、「皇后は『異国を退治せよ』との神の告げと思った」という記事は派生記事と考えられる。「船を四十八艘造った」記事はすべての本で共通しており本来記事であると考えられるが、「木を伐った山を船木山と呼ぶ」記事は派生記事

である。また「船を造った場所を宇佐の宮とする」のは派生記事である。「狂言集成本」と「得平本」は「楠一本から船を四拾八艘造った」とする派生記事が共通し、この二本は近い関係にあると言える。また「貞享松井本」では「松浦が沖に船を浮かべてそこで神がたらひをした」とする。これは前述の「神々を率いてやってきた神功皇后が松浦の沖で神語らいをした」という「狂言集成本」「得平本」にある派生記事に対応しており、この三つの本の繋がりを示唆している。

⑥については神々の人数が「三百七十余」または「三百七十五」であること、異国へ向かったことは本来記事と考えられる。逆に乗った船の数は記載がなかったり「四拾八艘」「一艘」と様々なので派生記事である。また「貞享松井本」がここで「すわ住吉かわらとうの神」と諏訪明神・住吉明神の名前を挙げており、④との対応や「古本能狂言」「九冊本」「謡曲大観本」との関係が伺える。特に「貞享松井本」が神名を入れたのは、貞享期になると狂言の愛好者の多くを占めていた富裕な町人や庄屋階層に『古事記』・『日本書紀』や神社の縁起類に対する知識や関心を持つ者が多くなったからではないかとも考えられる。

⑦は「狂言集成本」「得平本」にはないので派生記事と考えられるが、逆に他の本にはすべてあるので「狂言集成本」「得平本」の異端性を示しているとも言える。

⑧は、「狂言集成本」「得平本」が「退治した」だけの記述で「桑の弓・蓬の矢をもって」の記事がない。よってこれは派生記事と考えられる。

⑨は、記事を持つ「古本能狂言」「貞享松井本」「九冊本」、記事がない「謡曲大観本」、異なる内容である「狂言集成本」「得平本」の三つに諸本を分ける。その中で「(皇后は)日本に帰られた」記事は「謡曲大観本」以外のすべての本にある本来記事であり、「来麗・高麗・契丹国まで悉く征服した」などは派生記事である。なお「得平本」の「『三韓の夷国は我が日本の犬也』と大君に眷属して」という記事は意味がやや不明であり、「狂言集成本」の「『三韓人夷王は我が日の本の犬也』と大石に書きつけて」の記事が元の形であったと考えるのが妥当である。

⑩はすべての本に記事があるので本来記事である。「狂言集成本」「得平本」にある「筑紫宇美」「十二月十四日」「筑前の国三笠の郡」「産の宮」は派生記事である。

⑪も同じ内容の記事は「九冊本」にしかないので派生記事である。「狂言集成本」「得平本」は「誕生した応神天皇がその後、宇佐の宮として顕れた」という派生記事も載せる。

⑫は「貞享松井本」以外の諸本に載っている。よって「石清水八幡宮は最初、欽明天皇の御宇に八幡宮として顕現された」記事は本来記事である。もともとの御座所であった「豊前国宇佐郡蓮大寺の麓」は「狂言集成本」「得平本」に記載がないので派生記事と考えられる。「謡曲大観本」には「欽明天皇の御宇」の記事がないが、

「蓮大寺」が「蓮台寺」の異同になっていることもあり、「謡曲大観本」が成立する時、本来記事から脱落しただけの可能性が高い。

⑬も「赤き幡四流れ・白き幡四流れ」以外の記事は諸本で共通しているので、「王城（京）近くにいて君（帝）を安全に守護しようと（この部分は「貞享松井本」のみ欠く）、八つの幡を虚空に投げ、その幡の落ちた所を御座所にすると言われた」は本来記事であると考えられる。「赤き幡四流れ・白き幡四流れ」は派生記事である。

⑭のうち「八つの幡がこの山に落ち留まった」記事は全本にあるので本来記事である。「狂言集成本」は山を「本宮の峯」とするが、もちろんこれは一般的に「本宮」と呼ばれる熊野本宮大社を指すのではなく、「得平本」にある「此本宮の峯」（この本殿のある峯）の異同と考えられる。この山を表す「王城の南本山」「男山」は派生記事になる。また「八つの幡が雲になって天に上がった」とする記事も派生記事である。

⑮は全本に共通するので本来記事である。「狂言集成本」「得平本」で「卯の月」を「二月」「きさらき」としているのは、同じことを言い換えているだけなので、別記事とはしない。

⑯は「古本能狂言」「九冊本」「謡曲大観本」に共通し、「古本能狂言」「狂言集成本」「得平本」には代わりに「その（御遷座の）時、神前にいた一人の巫が神慮めたいと感じて、『袖神楽』を奉納したのが初卯の御神事の起源である」という記事が入る。この二つの記事はそれぞれ派生記事である。「狂言集成本」「得平本」では「そと袖神楽」とあるが、「貞享松井本」では「取あへず袖かぐら」なので、「そと」は「外」ではなく「ちょっと」の意味の「そと」であろう。よって「袖神楽」であり、《弓八幡》本文の「二月の。初卯の神楽面白や。謡へや謡へ。日影さすまで。袖の白木綿返す返すも」に対応していると思われる。

本来記事の一つにまとめると以下の通りである。主語などを適当に補って文意が伝わるようにしている。

石清水八幡宮では一年に神事が七十余度行われるが、今日の神事は『初卯の御神事』といい、特にめでたい神事である。昔、神功皇后が異国退治に赴くため、（四王寺の峯で）金の五十の鈴を木に結び付けて七日七夜神に祈った。そして船を四十八艘造り、それに三百七十余（五）の神々が乗りこんで異国へ向かった。神功皇后はやすやすと異国を退治なさって日本に帰られ、帰朝された箱崎の浦で、皇子がご誕生になった。石清水八幡宮は最初、欽明天皇の御宇に八幡宮として顕現されたが、王城（京）近くにいて君（帝）を安全に守護しようと、

八つの幡を虚空に投げ、その幡の落ちた所を御座所にすると言われた。その八つの幡がこの山に落ち留まったので、この山が御鎮座にふさわしいとして八幡宮が男山に影向されたのが、卯の年の卯の月の卯の日の卯の刻であった。

これが《弓八幡》における間狂言の主幹である。石清水八幡宮の男山への御鎮座の日が卯の年の卯の月の卯の日の卯の刻であったので「初卯の御神事」が最も大切な神事であること、八幡神（応神天皇）の生母の神功皇后が神々の意を受けてその守りのもとに異国征伐に赴いたことが扱われている。

これに対して派生記事には、七日七夜神に祈祷した場所・船のための木を伐った山・八幡宮の元の場所・八つの幡が落ち留まった場所などの名前や、出船した船・異国の夷の人や船などの数量など具体的な事項が多い。できるだけ詳しく分かりやすい語りをしたいという狂言方の考えもあるだろうし、語ることを増やして長い台本を作っておけば事故などが起こった時に間狂言の時間を調節して状況に対応できるという利点もあるだろう。

また「神々を率いてやってきた神功皇后が松浦の沖で神語らいをした」「七日の御祈祷の間、諏訪明神と住吉明神である明光天子と月光天子が天降って神功皇后を守護された」「来麗・高麗・契丹国まで悉く征服した」など、「出帆した船に多くの神々が乗り込んだ」という本来記事も加えて、八幡神（応神天皇）の生母である神功皇后が神々と同格の存在であることが強調される記事も多い。

「桑の弓・蓬の矢」についての記載が「得平本」「狂言集成本」の間狂言の語りにないことは特筆すべきである。これら二本の間狂言本に関わった狂言方は「桑の弓・蓬の矢」の故事は《弓八幡》謡曲本文で充分触れられているので、間狂言内で語る必要はないと考えたと推察される。さらにここに続く部分に「御弓の筈を以て。三韓人夷王は我が日の本の犬なりと。大石に書附け御帰朝ありしが」（「狂言集成本」）の記事があり、彼らは「神功皇后が三韓を従えた」ことを重要と考え、それを強調する記事を付け加えたと考えられる。

さらに御遷座する場所を決めるため八幡神が「赤き幡四流れ・白き幡四流れ」を投げたことも、「狂言集成本」「得平本」では割愛されている。「赤き幡・白き幡」は平家と源氏という武家二流の象徴であり、八幡神が武を従える神であることを表しているが、それをここで語る必要はないと考えたのであろう。対してこの二本は御遷座の時、神前にいた巫が「袖神楽」を奉納したのが初卯の御神事の起源である記事を付け足している。いずれにしても「狂言集成本」と「得平本」は非常に似ていて、しかも他に比して特異的な間狂言本であることが分かる。

4. 「副言巻」記事と間狂言諸本の応答部分の異同

2節で述べたように、「副言巻」の間狂言としての独自性はivからviiの記事をまとめた「臣下（ワキ）が所の者（アイ）に弓の覆いなどを用意するように言う。所の者は『それ（桑の弓を献上すること）は国家安穩の瑞相であり、自分も用意をするようにという霊夢を見たので、すでに箱や覆いを清く調べて神主に奉っている』と言い、それに桑の弓を納めて参内するように勧める。そこで臣下は所の者に弓を持って供奉するように言い、所の者は承知する」にある。これは応答の部分にあたるので3節の異同表にはない。この記事に対応する各間狂言諸本の部分は以下の通りである。

- ・「古本能狂言」には応答部分が載っていないので、この記事もない。
- ・「貞享松井本」と「九冊本」ではアイがワキに「もうしばらく神前で祈念して、高良の神の真の姿をみるとよい（貞享松井本）」・「もうしばらく神前で祈念して、重ねて奇特をおがまれるとよい（九冊本）」と勧める。
- ・「謡曲大観本」ではアイがワキに「すぐに上洛して帝にこのことを奏聞なさって下さい」と勧めるが、ワキは「重ねて奇特を見てから上洛しよう」と言う。
- ・「狂言集成本」と「得平本」はアイがワキに「すぐに上洛して奏聞したいと思うのですが、このまま神前で祈念すればさらに奇特が見られると思う」と勧める。

このように「副言巻」以外の諸本は「高良の神の真の姿」「奇特」と表現は異なるものの後シテ高良の神の出現を予見させる書き方をしている。「副言巻」は後シテの出現を予見させる書き方をしていない点で特徴的である。これが「副言巻」に普遍的な特徴なのかどうか、さらに他の曲についても分析していかなければならないだろう。

5. 『古事記』・『日本書記』の神功皇后の新羅征討説話

《弓八幡》の典拠について佐成謙太郎¹は「当時行はれてゐた御神事を題材としたもので、典故といふべきほどのものはない」としているが、前節で触れたように間狂言本の中には神功皇后の新羅征討の際、住吉と諏訪の明神が同行したとする記事を持つものがあり、ここには『古事記』・『日本書紀』および中世から近世にかけての神功皇后説話が影響を与えた可能性が考えられる。そこで『古事記』・『日本書紀』において神功皇后新羅征討が語られている項目を確認する。

『古事記』¹⁰には新羅征討と国の継承者が神功皇后の胎内にいる男御子であることは天照大神の御心であり、「底箇の男・中箇の男・上箇の男」の住吉三神がそれ

らを告げたこと、住吉三神を軍船の上に鎮座して海を渡ると多数の魚が船を背に乗せて新羅へ渡してくれたこと、そして新羅を降伏させ住吉大神の荒御魂を国守の神として祭らせ帰国したことが述べられており、新羅征討を指示した天照大神と航海神としての住吉神は登場するが、諏訪明神は登場しない。『日本書紀』¹¹にも「則ち大三輪社を立てて、刀・矛を奉りたまふに、軍衆自づからに聚る。(中略)則ち荒魂を掲きて軍の先鋒とし、和魂を請きて王船の鎮としたまふ」とあり、軍兵を集める大三輪社と、渡航を守る住吉神は登場するが、諏訪明神は登場しない。『古事記』・『日本書紀』ともに住吉神(住吉明神)は神功皇后の新羅征討の航海に付き添っており、船を導き皇后を守る働きをしていることが著されているから、《弓八幡》が創られるにあたってこれらを典拠としたことは十分に考えられるだろう。

諏訪明神については『諏訪大明神絵詞』¹²に「当社明神の化現は仁王十五代神功皇后元年辛巳事なり。(中略)君他の州へ発向の間。天照太神の詔勅によつて。諏訪住吉二神守護の為に参ず」とある。こうした諏訪明神関係の縁起類に拠ると考えられるが今後の調査に任せたい。

6. まとめ

《弓八幡》の間狂言諸本の語りの部分の記事を比較し、《弓八幡》間狂言の「主幹」を、《弓八幡》の舞台である石清水八幡宮の「初卯の御神事」が最も大切な神事とされる由来と、八幡神(応神天皇)とその生母の神功皇后が神々の意を受けてその守りのもとに異国征伐に赴いたことであることと定めた。そこに各間狂言本は、具体的な場所名や数量を加えたり、神功皇后を神格化する記事を足している。住吉三神や諏訪明神が供奉した記事も加え、皇后の偉大性を語ることはその御子である応神天皇・八幡神の威徳を強めることにつながる。能の作劇法として、間狂言の語りが謡曲本文の要約に止まらず、享受者が興味を持ちそうな「脇筋」の話も加えていくことは、語りが一人もしくは少数の狂言方によって演じられるため、シテ方や囃子方への影響が少なく行いやすい改訂の方法である。この作劇法が他曲にもみられるのかを今後、他曲の間狂言を検討して考えていきたい。

「狂言集成本」と「得平本」については、すでに拙稿⁴において、他の本よりも近い関係にあることが示唆されている。その際には「得平本」の筆者である山脇得平と加賀藩の狂言師との間に芸事上の交流があったのかもしれないと考察したが、この二本で共通する点としない点、本稿で明らかになった「貞享松井本」と「狂言集成本」「得平本」の派生記事「松浦の沖で神語らいをした」の繋がりなどを分析することにより、間狂言本の伝搬についてさらに様々なことが明らかになると期

待できる。「副言卷」は、《弓八幡》においてはアイの語りの部分を持たないだけでなく、後シテの出現について触れない、弓の箱を夢の告げによりアイが整えて奉納し、それに桑の弓を納めるという他本にはない記事が中心となっている、という特徴がある。後場に関わらない事象の記事を有するということが「副言卷」の特徴と言えるのか、これもさらに検討していきたい。

注

- 1 《弓八幡》の詞章は『謡曲大観』（第五卷、佐成謙太郎著、明治書院、1931年、3221-3236頁）によった。シテなどの表記は省略し、旧漢字は改めた。
- 2 『礼記 下』竹内照夫著、新釈漢文大系 第29巻、明治書院、1979年、938頁
- 3 『詩経 下』高田眞治著、漢詩大系 第2巻、集英社、1968年、567-568頁
- 4 拙稿「《遊行柳》の間狂言―柳の扱ひ―」「紫明」第49号、紫明の会、2021年、62-67頁
- 5 拙稿「《難波》の間狂言―「副言卷」の特異性―」「文学研究論集」第39号、筑波大学比較・理論文学会、2021年、28-37頁
- 6 『大蔵家伝之書 古本能狂言』大蔵彌太郎編、第四巻、臨川書店、1976年、30-45頁
- 7 『貞享年間大蔵流間狂言本二種』田口和夫校訂、能楽資料集成15、法政大学能楽研究所編、わんや書店、1986年、15-17頁
- 8 拙稿「〔翻刻〕名古屋狂言共同社所蔵 山脇和泉家伝来九冊組間狂言本（一）」「名古屋芸能文化」第13号、名古屋芸能文化会、2003年、93-115頁
- 9 『狂言集成』野々村戒三・安藤常次郎著、能楽書林、1974年、753-754頁
- 10 『古事記』西宮一民校注、新潮日本古典集成（新装版）、新潮社、2014年、174-178頁
- 11 『日本書紀①』小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注、新編日本古典文学全集2、小学館、1994年、424-427頁
- 12 『続群書類従』塙保己一編纂、巻第73 第三輯下 神祇部、続群書類従完成会、1957年（訂正三版）、495頁

謝辞 「得平本」の翻刻・発表を御許可して下さいました和泉流狂言方佐藤友彦先生に心より感謝いたします。本研究は令和3年度相山女学園大学学園研究費（A）および個人研究費（飯塚分）の成果の一部となります。

補注 「文学研究論集」での先稿「《難波》の間狂言―「副言卷」の特異性―」（注5）を始めとする数篇の拙稿に「九冊本」を和泉流の間狂言本としているものがありますが、本論で触れた故表章氏の御指摘の通り「九冊本」は大蔵流の間狂言本です。ここに記して訂正させていただきます。いずれの論文でも要旨等内容に訂正はありません。

《弓八幡》問狂言の語り部分の記事異同表

記事番号	古本能狂言	貞享松井本	九冊本	謡曲大観本	狂言集成本	得平本
1	石清水八幡宮では一年に神事が七十余度行われるが、今日の神事は「初卯の御神事」といい、特にめでたい神事である。	△「初卯の御神事」の記事がない。	○	○	○	○
2	神功皇后が異国の夷を退治するというので、九州長門の沖に壇をつくり異国調伏の法を行った。	×	○	△「段をかざり」までで3の記事へ続く。	△「人皇十五代神功皇后異国退治の時、我が朝の神々を御伴ひあり。九州松浦の沖にて。神語ひ」をなされた。	△「人皇十五代神功皇后異国を退治の御時吾朝の神々達御ともなる有。九州松浦の沖にて神がたらいを」なされた。
3	また大宰府の北方にある山に登り、石体の四天王の像を作り、玉木の枝に金の五十の鈴を結び付け、七日七夜御神拝された。	△四天王の像の記事がない。「しわうじのみね」へ登り「おがたまの」木の枝に「こがねの五重のすず」を付けて「いこくちやうぶくの法をおこな」った。	△山に登ると四天王の像の記事がない。「おかたまのきのゑだにこがねのこぢうのすずをむすひつけ」七日七夜の御神拝をする。	△山に登ると四天王の像の記事がない。2の記事にすぐ続けて「をかたまの木の枝に黄金の五十の鈴を結びつけて。七日七夜御神拝ありたる」	△（この記事は6の記事の次にある）四天王の像の記事がない。出船を止めて四天王寺の峯で霊木に黄金の鈴をかけて七日七夜祈禱してから出帆した。	△（この記事は6の記事の次にある）四天王の像の記事がない。出船を止めて四王寺の峯で霊木の枝に金の鈴をかけて七日七夜祈禱してから出帆した。
4	七日の御祈禱の間、明光天子と月光天子が天降って神功皇后を守護された。この明光天子と月光天子は諏訪と住吉の明神である。	△「まのあたりにきずいふしぎ」があった。	△「めいくわうでんし、ぐわつてんし」	△「明皇天子月天子」	×	×
5	神功皇后は「これは『異国を退治せよ』との神の告げに違いない」と思われ、船木山へ入って材木を取り、宇佐の宮にて御船を四十八艘お造りになった。	△「『さてはめでたい』と思われて「ふなき山」に行った。「宇佐の宮」の記事がなく船を四十八艘作って「松浦が沖へおしうかめ。神がたらひ」をなされた。	△船木山で木を伐る記事がない。	△船木山で木を伐る記事がない。	△（この記事は2の記事の次にある）「神の告げ」の記事はない。大山に入り楠を一本切り、この一本で船を四十八艘造られたので、この山を船木山という。	△（この記事は2の記事の次にある）「神の告げ」の記事はない。大山に入って楠一本から船四十八艘を造られたので、この山を船木山という。
6	三百七十余の神達が四十八艘の船に乗り、異国に向かった。	△「すわ住吉かわらとうの神のはじめとして三百七拾余神」とする。	△四十八艘の船に乗るとい記事がない。	△四十八艘の船に乗るとい記事がない。	△ふつうは一艘の船に一社の神がお乗りになると思うが、一艘の船に大神小神三百七十五社も乗って船を浮かべた。	△ふつうは一艘の船に一社の神がお乗りになると思うが、一艘の船に大神小神三百七拾五社づつ乗って船を浮かべた。
7	異国の夷も五十九万余、十万八千艘の船を催して我が国へ向かった。	△夷と船の数の記載がない。	○	○	×	×
8	神功皇后は桑の弓・蓬の矢をもってやすやすと三韓を滅ぼした。	○	○	○	△退治したことのみ。	△退治したことのみ。
9	来麗・高麗・契丹国まで悉く征服して、日本に帰られた。	○	○	×	△弓の箭で「三韓人夷王は我が日の本の犬なり」と大石に書きつけて帰朝した。	△弓のはづで「三韓の夷国ハ我力日の本の犬也」と大君に普属して帰朝した。
10	皇后が帰朝された箱崎の浦で、皇子がご誕生になった。	○	○	○	△筑紫宇美で十二月十四日に応神が御誕生になった。	△筑前の国三笠の郡にて皇子を御誕生になり、そこを産の宮という。
11	皇子が御代を治められたと聞いている。	×	○	△今にめでたい御代である。	△めでたいことで、その後応神天皇は豊前国宇佐の宮として顕れた。	△その後、応神天皇は豊前の国宇都の宮として顕れた。
12	石清水八幡宮が八幡大菩薩として顕現されたのは、まず欽明天皇の御宇に豊前国宇佐郡蓮大寺の麓に八幡宮として顕現された。	×	○	△「欽明天皇の御宇」の記事なし。「蓮台寺」	△「豊前国宇佐郡蓮大寺の麓」の記事がない。	△「豊前国宇佐郡蓮大寺の麓」の記事がない。
13	王城近くにいて君を安全に守護しようと、赤き幡四流れ・白き幡四流れ、計八つの幡を虚空に投げ、その幡の落ちた所を御座所にすると言われた。	△君を守護しようと思われたという記事がない。	○	○	△「大方にては御宮造り定めがたくて」が入り、「赤き幡四流れ・白き幡四流れ」の記事がない。	△「大方にては御宮所定めがたくて」が入り、「赤き幡四流れ・白き幡四流れ」の記事がない。
14	八つの幡は雲になって天に上がり、王城の南本山ここ男山の嶺に落ち留まった。	○	△「王城の南本山」の語がない。	○	△「雲になって」と「王城の南本山男山」の記事がなく、「本宮の峯」とする。	△「雲になって」と「王城の南本山男山」の記事がなく、「此本宮の峯」とする。
15	この山が御鎮座にふさわしいとして八幡宮が男山に影向されたのが、卯の年の卯の月の卯の日の卯の刻であった。	○	○	○	△「卯の月」が「二月」になっている。	△「卯の月」が「きさらぎ」になっている。
16	この八幡神の影向を記念する神事なので、八幡宮には多くの神事があるが、今日の初卯の御神事はとりわけめでたい神事とされている。	△御前にいたかんなぎが、とりあえず袖かぐらを参らせたのを初卯の御神事の起源とする。	○	○	△その時御前にいた一人の巫が神慮めでたいように思えたので、そと袖神乗を参らせたのが初卯の御神事の始めである。	△その時御前にいた一人の巫が神慮めでたいように思えたので、そと袖かぐらを参らせたのが初卯の御神事の始めである。

○：同内容の記事がある。△：一部内容が異なる記事がある。異なる部分は「」や文章で示した。×：該当する記事がない。